

鳥取縣公報

昭和二十一年七月三十日
第一千七百三十二號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第三十號

廳中一般
地方事務所

鳥取縣地方事務所長專決處分規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年七月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條「經濟課ニ關スル事項」中次の各號を削り

一 農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ノ三百坪未満ノ許可ニ關スルコト（臨時農地等管理令三、

五）

一 永小作權若ハ賃借權ノ讓渡契約ノ締結又ハ新ニ永小作農設定契約若ハ賃資契約締結許可ニ關スルコト

（同令七ノ二）

一 農地ノ耕作勸告ニ關スルコト（同令八、九）

一 農地作付統制細則第二條ノ規定ニ依ル通知及第六條第三號第七條第四號ノ規定ニ依ル許可ニ關スルコト

一 町村農地委員會ノ會長委員及臨時委員ノ退任又ハ解任ニ關スルコト（農調令一〇）

一 農地調整法第三條ノ團體ヨリ報告ヲ徴シ又ハ検査命令處分ニ關スルコト（農調規五）

次の各號を加へる。

一 農地調整法第六條ノ二但書ノ規定ニ依ル許可ニ關スルコト

一 農地調整法第六條ノ四ノ規定ニ依ル認可ニ關スルコト

一 農地調整法施行令第九條ノ規定中賃借權使用賃借

00876

鳥取縣訓令甲第三十一號

ニ依ル權利、地上權永小作權若ハ質權ノ取得認可ニ
關スルコト(同令九ノ一部)
一 町村農地委員ノ選任ニ關スルコト(同法一五ノ二)

- 内務部長
- 經濟部長
- 警察部長
- 各 廳 長
- 各 勤 勞 署 長

昭和十八年十一月鳥取縣訓令甲第二十二號鳥取縣旅費支給
規定中次のやうに改正する。

昭和二十一年七月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條第一號を次のやうに改める。

- 一、有給縣吏員ハ左ノ區分ニ依ル
- 1、月俸百五十圓以上ノ者ニハ二級官吏ニ給スベキ
- 2、月俸百五十圓未滿五十五圓以上ノ者ニハ三級官

吏ニ給スベキ額
3、月俸五十五圓未滿ノ者ニハ内務省所管内國旅費
規則ニ依ル囑託員又ハ雇員ニシテ手當若クハ給料
月額五十五圓以上ノ者ニ給スベキ額

第四條次のやうに改める。
第四條 赴任ノ場合ニ支給スベキ着後手當及移轉料ハ内
國旅費規則及内務省所管旅費規則ノ規定ニ不拘別表第
二圖表ニ依リ支給ス 着後手當ハ新任地ニ付本令ノ定
ムル額ニ依リ支給ス

別表第一號表及び第十一號表中「勅任官」を「一級官吏」
に「奏任官及同待遇者」ニシテ五等以上ノ者」を「二級官
吏」に「判任官及同待遇者」を「三級官吏」に改め「同六
等以下ノ者」の項を削る。

別表第二號表中及び第十二號表中「奏任官及同待遇者」
を「二級官吏」に「判任官及同待遇者」を「三級官吏」
に改める。
別表第四表中號「奏任官」を「二級官吏」に改める。
別表第六號表中「奏任官、同待遇者」を「二級官吏」に

00877

「判任官同待遇者」を「三級官吏」に改める。
別表第七號表中「奏任官五等以上ノ者」を「二級官吏」
に改め「六等以下ノ者」の項を削リ「判任官」を「三級
官吏」に改める。

別表第八號表及び第十四號表中「奏任官」を「二級官吏」
に「判任官」を「三級官吏」に「地方技師」を「二級ノ
地方技官」に改める。

附 則

この改正規定は昭和二十一年四月一日からこれを適用す
る。

告 示

鳥取縣告示第三百二十二號

豆腐、油揚類ノ統制額及び委託加工賃が大藏大臣において
次のやうに指定された。

昭和二十一年四月鳥取縣告示第二百十四號(豆腐、油揚類
の統制額及び委託加工賃認可に關する件)はこれを廢止す
る。

昭和二十一年七月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における豆腐、油揚
類の統制額及び委託加工賃の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月三十日 大藏大臣 石 橋 湛 山

- 一、豆腐、油揚類統制額
 - 種 別 販賣業者統制額(店先渡)
 - 豆 腐 一丁百匁 七〇錢
 - 油 揚 一ケ十二匁 四五錢
 - 豆 腐 粕 一〇〇匁 三〇錢
 - 二、豆腐加工賃の統制額
 - 大豆壹升につき加工賃 四圓五〇錢
- 受託加工により生ずる豆腐及び同粕の全數量を委託者
が取得するものとする。

